令和８年１０月３０日

新潟県議会及び新潟市議会における請願の採択について

新潟県行政書士会
会　長　　小　宮　　淳

令和８年９月２９日、新潟市議会本会議において、また、令和８年１０月２０日、新潟県議会本会議において、当会及び新潟県行政書士政治連盟が提出した請願が、全会一致をもって採択されました。

本請願は、改正行政書士法の施行を踏まえ、新潟県及び新潟市における行政手続の適正な運用を確保するとともに、県民・市民及び事業者の皆様の利便性の一層の向上を図ることを求めたものです。

このたびの採択にあたり、趣旨にご理解をいただきました紹介議員の皆様をはじめ、議会関係者の皆様、そして、本請願の実現に向けてご尽力いただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

今回の採択は、行政書士制度の適正な運用と、県民・市民及び事業者の皆様により身近で適正な行政手続を実現していくための、大きな一歩であると受け止めております。

当会は、今後も関係機関・関係団体との連携を図りながら、本請願の趣旨が行政の現場に反映されるとともに、県民・市民及び事業者の皆様に広く浸透していくよう、行政書士制度の適正な運用と行政手続の適正化に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、皆様のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

【新潟市】請願第１２号
「改正行政書士法の施行に伴う市における行政手続の適正化及び住民等の利便性の向上について」

＜要旨＞

１　市における行政手続及び不服申立て制度における特定行政書士の活用について
２　行政手続のデジタル化（ＩＣＴ化）における手続支援体制の整備について
３　無資格者による違法な行政手続の排除及び啓発の推進について

＜新潟市議会ホームページ＞

https://www.city.niigata.lg.jp/shigikai/index_honkaigi/honkaigi_seigan_tinj/r5seigan1.html#cms8C156

【新潟県】請願第９号

「改正行政書士法の施行を踏まえた行政手続の適正化及び行政書士制度の適正な運用に関する請願」

＜要旨＞

１　新潟県の各関係機関に対し、改正行政書士法及び行政書士制度の趣旨・内容について周知し、行政書士法の遵守の徹底強化を図ること。

２　特定行政書士による不服申立て手続の代理等の業務範囲が拡大されたことを踏まえ、県の各関係機関において制度を正しく理解し、適切な受付、案内及び手続運用を図ること。

３　電子申請その他の各種行政手続について、行政手続法及び新潟県行政手続条例の遵守を徹底し、県民及び事業者の権利利益の保護並びに公正かつ透明性のある行政サービスの確保を図ること。

＜新潟県議会ホームページ＞

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/r0809-seigann9.html

以上